



職場内で回覧をお願いいたします

回覧チェック欄

事業主様

健保ご担当

全従業員様

回覧が完了したら✓

ご注意ください



仕事中のケガ 通勤中のケガ は

健康保険が使えません!

労災保険で受診してください

たとえば、
こんな場合が
労災保険の
対象です。

工作中

- 仕事が原因でケガをした
- 職場内でケガをした
- 出張中にケガをした



通勤中

- 通勤途中の路上や駅などでケガをした
- 帰宅途中に転倒した(寄り道等なし) など



病院にかかるときに労災であることを必ず申し出てください。

詳細は、お近くの労働局・労働基準監督署へご相談ください。

※パート、アルバイトの方も同様の扱いとなります。

※被保険者5人以上の法人役員の方の工作中的のケガについては、労災保険の対象外となる場合でも、健康保険は使用できません。

※請負業務、インターンシップまたはシルバー人材センターの会員が業務中に負傷した場合には健康保険が使用できます。

労働災害 通勤災害



労災保険から給付

Point

労災保険か健康保険かは、ご自身で選ぶことはできません。誤って健康保険を利用した場合は、後から医療費をご返金いただくことになります。

これらのケースでは
治療費を負担するのは健康保険ではありません



加害者へ請求 (協会けんぽが一時的に立て替え)

第三者行為

第三者行為によるケガ で健康保険を使うときは

協会けんぽに

「第三者行為による傷病届」の

提出が必要です

すみやかに届け出を

第三者行為によるケガのうち労災保険の対象とならないものは、健康保険は使えますが「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。協会けんぽは、この届け出をもとに加害者へ治療費を請求します。

第三者行為
による傷病届

ここから
ダウンロードできます。

第三者行為:

他者によって引き起こされる行為

具体的には



交通事故



暴力



他人の飼っている
犬にかまれた など

電子申請を利用すれば



電子申請
サービス
特設ページ

入力の手間を省けます！

たとえば…



傷病手当金の申請で

傷病の原因

就中(業務上)での傷病 を選択

労災・通災認定の有無

未請求

を選択

STOP

記入ミス
チェック
機能

申請不可のメッセージ

労働基準監督署へご相談ください

申請時に
わかる！

助かるわ！



ミス発見！

健康経営®で労災防止！

従業員様の健康保持・増進を推進する「健康経営」は、労災の予防にも効果を期待できます。労災防止の観点からも健康経営について考えてみましょう。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

事業所様の健康経営を
三重支部がサポートさせて
いただく「健康事業所宣言」を
ぜひご活用ください！



詳しくはこちら

マイナンバー
カードでの

受診前には登録情報の確認を！

マイナポータルにログインし、ご確認ください。

①ログイン

マイナポータルに
ログイン



登録・ログイン

ログインせずに利用

プライバシーポリシーに同意して利用してください。

②「健康保険証」をタップ

マイナポータル



わたし

自治体を設定

お知らせ

① 登録状況の確認

公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できます。よくある質問

確認

証明書

マイナンバー

カード

健康保険証

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

マイナポータル

③資格情報が確認できる！

マイナポータル



健康保険証

マイナンバーカードの健康保険証利用

利用登録状況

資格情報

登録されていないと「未登録」と表示されます。

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み取り

簡単に確認できます！



マイナポータルの利用は
スマホアプリが便利！



iPhone

Android



インストールはこちらから

令和8年7月22日時点の表示画面です。

退職した後の 資格はどうなる？



マイナ保険証をご利用の方は、
就職時に勤務先を通じて行う健康保険の加入手続きや、
退職後の任意継続・国民健康保険などの加入手続きが
完了すると、資格情報が順次反映されます。

事業所のご担当者様へ

従業員の方だけでなく、被扶養者(ご家族)についても
同様の扱いとなることをお伝えいただくようお願いします。

退職前の資格で受診してしまうと、
後から医療費をご返金いただく
ことになります。